

第1回 川崎市自治推進委員会 議事録

- 日時 平成22年12月10日（金）午後6時30分から8時まで
- 場所 川崎市役所本庁舎2階 特別会議室
- 参加者 名和田委員長、谷本副委員長、大下委員、池田委員、守田委員
（以上、川崎市自治推進委員会委員）
阿部市長
平岡総合企画局長
加藤部長、荻原担当課長、町田担当係長、菊池職員、美川職員
（以上、総合企画局自治政策部）
傍聴人 4人
- 次第 1 委嘱状の交付
2 市長あいさつ
3 委員紹介・事務局紹介
4 川崎市自治推進委員会設置要綱の確認
5 委員長・副委員長の選出及びあいさつ
6 第1期及び第2期川崎市自治推進委員会の取組について
7 平成21年度かわさき市民アンケートの結果について
8 第3期川崎市自治推進委員会の調査審議について
9 その他

司会：自治政策部長（委員長決定後は、委員長が担当）

□開会（自治政策部担当課長）

《会議公開及び写真撮影の確認、委員の了承》

1 委嘱状の交付

《市長から各委員に委嘱状を交付》

2 市長あいさつ

阿部市長 川崎市長の阿部でございます。委員の皆様方には大変ご多用のところ、また年末の忙しい時にお集まりいただき誠にありがとうございます。また、ただいま委嘱状をお渡しいたしましたけれども、川崎市自治推進委員会委員にご就任いただきまして心から感謝を申し上げたいと思います。委員の皆さまには大役を引き受けていただいたわけですが、自治基本条例に基づき、より一層の市民自治の拡充、推進に向けてご尽力、ご協力いただきますようよろしくお願いいたします。

川崎市では、「自治基本条例に基づく市民本位のまちづくり」というのを市政運営の3本柱の一つに据えまして「行財政改革の推進」と「総合計画の着実な推進」とともに取り組んでいるところでございます。

情報共有・参加・協働の3つを自治運営の原則としておりまして、この自治基本条例が平成17年4月に施行されてから今日まで区民会議条例、パブリックコメント手続条例、住民投票条例といったそれぞれの制度を確立してまいりました。こういった内容を実行しながら自治運営の仕組みを構築してきたわけでございます。市民の自治の力が十分に発揮される分権型社会の実現のため

めにこれまで整えてきた仕組みを適切に運用して市民の市政への参加を促進いたしますとともに、町内会、自治会あるいは市民活動団体、事業者など多様な主体との協働の実践を積み重ねて、市民本位のまちづくりを進めていくことが重要なことと考えているところでございます。

地域の課題が複雑・多様化しておりますし、また、一方においては経済の発展があまり望めない、少子高齢化が進むという状況の中で、いかに市民が中心になってよりよいまちをつくっていくかということがこれからの課題でございます。それに対する取組がまさに自治基本条例に基づく市民本位のまちづくりでございまして、市民の皆さま方にもまちづくりに一緒に参加していただくというのが基本的な考え方でございます。

本日、第3期の委員会がスタートしたわけでございますけれども、この委員会は、自治基本条例に基づく各種の取組の内容や課題等について調査、審議をしていただきまして、提言をいただくというものでございます。

参加・協働の拠点としての区役所のあり方について、特に今回の委員会にご検討をお願いしたいと思っております。委員の皆さま方にはそれぞれのご経験や立場で活発にご議論いただきたいと思っております。

これまでの委員会でも委員の皆さま方に非常に熱心に議論していただき、提言をまとめてきていただいているわけございまして、この委員会でも同様をお願いできればと思う次第でございます。自治推進委員会でご議論いただくことが自治基本条例の推進につながりまして、市民の方々にとって暮らしやすい地域社会の実現に結びついていくのではないかと考えている次第でございます。限られた日程ではございますが本委員会での調査審議にあたってのお願いを申し上げます。今後ともどうぞよろしくお願いたします。本日はありがとうございました。

3 委員紹介・事務局紹介

□委員紹介

自治政策部長 次に、次第の「3 委員紹介」に移らせていただきます。本日、第1回目ということでございますので、たいへん恐れ入りますが、お名前とご自身の活動内容や当委員会への期待や抱負など、お一人、2・3分で自己紹介をお願いいたします。順番は座席順でお願いします。それでは、名和田様からお願いします。

名和田委員 名和田です。よろしくお願いたします。名和田というのは、山口県の名前で、私の両親は山口県人で私も下関で生まれました。九州で育ち、大学の関係で関東に来て、川崎に長く住んでいました。最初に就職したのが横浜市立大学で、それからずっと横浜に住み、横浜で市民活動、さまざまな行政関係の仕事をしています。私の政令指定都市のイメージは、かなり横浜に偏っているところでございます。

この度、川崎市という私にとって懐かしい自治体から依頼を受けましたが、自治基本条例の推進をまじめに考える委員会を設置して調査審議しているという「まじめな」部分に共感して、引き受けた次第でございます。皆さまと共に勉強してまいりたいと思っておりますのでどうぞよろしくお願いたします。

大下委員 大下勝巳でございます。多摩区に住んで川崎市民になって36年目になります。今は、NPO法人で、定年退職されて地域に帰ってこられたシニア世代の方々の地域参加の場を考え、シニアの力で身近な地域の課題を解決していこうという目的を持って活動しております。今回委員に就任させていただき、自分を大いに開発していく意味でもありがたく思っております。区役所の分権、あるいは、「参加・協働の拠点としての区役所」はどうあるべきか大きな課題であります。

一方では、私たちが当事者意識をきちんと持った市民として自分を育て、市民としての役割を区との協働の中でどう果たしていくか、果たせるかが一方では課題であると思います。市民としての役割を果たしつつ協働を通して行政と一緒にまちづくりをやっていく、そういう意味でも、分権あるいは参加と協働の拠点の一端を担う市民として自分を育てながら仲間と一緒にまちづくりに参加していくか、そういう視点も合わせて、このメンバーの一人として行政職員と区の職員と市民との協働の時代における新しい関係づくりをどうやればいいのか、お互いを高め合う関係をどうやってつくっていったらいいか、そういう視点もきちんと自分で意識しながら皆さんと共に勉強しつつ、これから参加させていただきたいと思います。どうぞよろしくお願いいたします。

谷本委員 谷本有美子と申します。よろしくお願いいたします。委員名簿の肩書には、拓殖大学政治経済学部講師と書いてありますが、非常勤の立場でございます。他にも複数の大学で兼任講師をしております。また、横浜にあります「社団法人神奈川県地方自治研究センター」というところで、研究員もしております。私の住まいは、東京の北区という一番埼玉に近いところにあるので、こちらに足を運ぶ機会はあまりなかったのですが、横浜にある民間のNPO支援をしている中間支援組織「まちづくり情報センター神奈川」、通称アリスセンターの理事を9月までしております。市内の市民活動団体とのお付き合いも多くさせていただいています。川崎に関わらせていただくようになったきっかけはいくつかありますが、市の仕事としては「協働型事業のルールづくり」や「都市型コミュニティの検討」の場にも関わらせていただきました。そういった審議会等の場で市内の実情をうかがっています。この委員会の中では、川崎市在住ではございませんし、仕事で来ているわけでもありませんので、第三者的な立場ということになるかもしれません。7～8年前は、東京の北区の職員をしていた経験もありますので、自治体職員としての立場、それから市民活動の現場等々の課題等については客観的な視点から皆さんに情報提供していけると思っていますので、そういったところで積極的に関わらせていただきたいと思います。

私の立ち位置としましては、市民自治の充実というところに、いかに今回のテーマである区役所の機能が果たせるのかということに関心がありますので、そういったところから発言をさせていただきたいと思っています。よろしくお願いいたします。

池田委員 池田でございます。実はとても後悔しております。今市長さんから始まって、皆さんの話を聞いていると、どこまで理解できたかというくらい行政のことはわかっておりません。11年前から自分の空き家を提供するボランティア活動をはじめまして、どこからも支援がもらえないということで行き詰まりもありました。その中で地域の人達に理解をもらわなければいけないとか、市民活動の人たちと一緒にしなければいけないとか、いろいろ学ばせていただく中で、まちづくりに参加していったり、市民館の活動に参加していったり、社会福祉協議会に参加していったりする中で、支援はもらえないまでも「知恵」をもらいながら今まで10年間活動を続けてくることができました。実はこういうところに出られるような知識があるわけではありませんが、なんとなく作文（応募書類）を書いてしまったところがあります。いつも息子に励まされるのは、私はただのおばさんなので、「お母さんが理解できることは、川崎市に住んでいる90%の人が理解できる。」と励まされます。最近、70%ぐらいかなとか、段々%が下がってくるくらい難しくなっているように感じますが、なんとなく作文を書いてしまった責任もあるので、ここでしっかり勉強させてもらって、少しは分かる市民になりたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

守田委員 守田です。麻生区の「まちづくり推進組織」、その一番最初は、「麻生まちづくり会議」と申しましたがそれを3年間いたしました。続いて、その発展的な組織である「麻生まちづくり市民の会」第1期・第2期を経て、現在第3期の2年目で、来年が最終年度になっております。私

は、一貫して市民活動の支援をさせていただいております。「麻生まちづくり会議」時代に区役所の中に区民活動支援ルームを立ち上げましたが、当時はまだ「協働」とか「中間支援」という概念が市民にはなかなか理解されない中で、行政の方とスクラムを組んで立ち上げることができましたので、行政の方への信頼感を強く持っております。そのころは「市民自治」をめざして「出来ることは、自分たちでやろう」ということが合言葉のようになっていました。難しいことはよく分からないけれど、わかるところからやっつけていこうという姿勢で進んでまいりました。第1期・第2期の区民会議の委員もさせていただきました。ずっと地域でやっていますと市レベルでの政策とかそういうものが必ずしも私の気持ちにフィットしない部分があって、個々の理念や政策は分かるのですが、それをどのようにコーディネートしていくかが今後の課題になるのではないかと考えています。はじめは、こういう市レベルの委員会に出ようという考えはありませんでしたが、「参加・協働の拠点としての区役所のあり方」という今回のテーマは、今まで携わってきたことに通じますので、私が理解できるところで発言させていただきたいと思っております。どうぞよろしくお願いいたします。

□事務局の紹介

自治政策部長 引き続き、事務局の職員を紹介させていただきます。

総合企画局長 総合企画局長の平岡でございます。

自治政策部長 自治政策部担当課長の荻原でございます。担当係長である町田、職員の菊池、同じく美川です。よろしくお願いいたします。

4 川崎市自治推進委員会設置要綱の確認

《事務局（自治政策部担当課長）から「資料2 川崎市自治推進委員会設置要綱」を説明》

5 委員長・副委員長の選出及びあいさつ

自治政策部長 次に要綱第5条がございますとおり、委員会の議事を総理し、委員会を代表していただく委員長を選出していただきたいと思っております。設置要綱では、委員長は「委員の互選により定める。」となっておりますが、皆さま方からご意見はございますでしょうか。

（意見なし）

特にご意見がないようでしたら、事務局から提案させていただきたいと思っておりますが、よろしいでしょうか。

（一同賛成）

事務局としましては、市民自治・コミュニティ・都市内分権についての専門家でいらっしゃる名和田先生を委員長に推薦させていただきたいと思っておりますが、いかがでしょうか。

（一同賛成）

それでは、ここからの進行は、要綱に基づきまして名和田委員長にお願いいたします。最初に就任のご挨拶をいただきたいと思っております。よろしくお願いいたします。

名和田委員長 委員長をやらせていただきます。どうぞよろしくお願いいたします。

先ほど、自己紹介をさせていただきましたが、昭和30年生まれです。年を経るごとに長のものやらされることが多くなり、長というのは、さぼれない非常に辛い立場でございます。

ただいま、市民自治・コミュニティ・都市内分権についての専門家というご紹介がありました。が、コミュニティのことを研究の主たる対象にしております。

元々は縁もゆかりもない分野を研究していました。大学を卒業しようという時に法学部にいた

のですが、あまり法律が好きではなくて、法哲学という学問を勉強していました。巡りめぐって、横浜市立大学に就職した時に法社会学という分野があって、法社会学を担当科目として就職させていただきました。横浜市立大学なので、法学部ではございませんので、地域社会の研究を一緒にやろうと今井清一先生や越智昇先生など錚々（そうそう）たる先生方にお誘いいただき、コミュニティについて研究するようになって今日に至っています。そういう次第で横浜のコミュニティを見てきましたが、ここ数年は、農山村を含めて、全国の地域社会の様子を見る機会が若干増えました。改めて、いろんな視点からコミュニティのことを考えるに至っています。その中でも川崎のことを少し知る機会も何度かありまして、地域社会の構造とか、今回の調査審議の中心であります「区役所のあり方」とか独特のものがあると思います。私はその姿を川崎市民として少し見たに過ぎないので、ここには専門家の方や市民として生活をし、活動されている方もいらっしやるので、そういった方々の目からの認識を十分に学んで、会議が順調に進行するように留意しつつこの任期を務め、また、研究の糧にもしたいと思っております。皆さま方のご協力を得て、進行を務めさせていただきたいと思っておりますので、よろしくお願いたします。

それでは、今議題の5番目にきておまして、「副委員長の選出」という項目がございます。「副委員長は、委員の互選によって定める」となっております。私としては、私自身が不在の際に副委員長に職務を代理していただかなければなりませんので、有職者委員であります谷本先生に副委員長をお願いしたいと思っておりますがいかがでしょうか。

（一同賛成）

では、谷本委員よろしくお願いたします。

そこで、市民委員の方々には議事進行に協力ということよりも、むしろ議論のほうで存分に意見を言っていただくという役割りに徹していただければと思います。

それでは、谷本委員に副委員長の就任のご挨拶をお願いしたいと思います。

谷本副委員長 名和田先生と仕事させていただくのは初めてになります。学部は違いますが、私は法政大学の人間環境学部で市民社会と政治を担当する兼任講師もしておりますので、名和田先生とのご連絡はとりやすいかと思っております。よろしくお願いたします。

名和田委員長 有力な副委員長を得ました。どうぞよろしくお願いたします。それでは、次第にしたがって進めてまいります。

6 第1期・第2期川崎市自治推進委員会の取組について

《事務局（自治政策部担当課長）から「資料3 第1期川崎市自治推進委員会報告書（概要版）」、「資料4 第2期川崎市自治推進委員会報告書（概要版）」及び「資料5-1 川崎市自治推進委員会の提言に基づく「市民自治の推進に向けた第2次推進プランの策定について」を説明》

7 平成21年度かわさき市民アンケートの結果について

《事務局（自治政策部担当課長）から「資料6 平成21年度かわさき市民アンケートの結果について」を説明》

名和田委員長 ありがとうございます。今の説明について、質問等はございませんでしょうか。我々の先輩が第1期・2期にどのようなことをやってこられたかの説明と川崎市のアンケート調査結果が報告されましたが、ご質問等がありましたらお願いたします。

守田委員 自治基本条例の認知度というのが、高いのか、低いのか判断が難しいところだと思います。

私は、「そこそこ」ではないかと思います。第1期・第2期区民会議の委員になりまして分かったことですが、麻生区は比較的問題意識が高い区民がいて、一部には、区民会議の存在は、期待したり批判的な受け止め方をしたりという人も含めて自主学習会を開いたりしたのですが、委員でも自治基本条例を知らない人が少なからずいました。また、区民会議交流会が行われた時に各区の代表の方が集まって、意見交換や活動報告をしてくださった時に、こういう事をいろんな場でしていけば、区民会議が身近なものになり、その中で自治基本条例なども少しずつ認知されていくのではないかという話も出て、印象深く思いましたが、この区民会議交流会は毎年恒例として開催していただけるのでしょうか。期待をこめてぜひやっていただきたいと思っていますがいかがでしょうか。

名和田委員長 川崎市の場合、区民会議条例が自治基本条例に規定されたうえで別条例になっています。区民会議委員になられた方も大元が自治基本条例にあるとは、必ずしも知らないことがあります。区民会議の交流会は、私も存じておりますが毎年やっておられるのでしょうか。

自治政策部担当課長 「資料5-2 第2次推進プラン」の9ページをご覧ください。各区の区民会議の交流会については、第1期の自治推進委員会から提言をいただいています。それに基づいて、昨年度は3月14日中原市民館に各区の委員が集まって交流会を開催いたしました。今年度の予定ですが、平成23年3月19日に高津市民館で行われる「かわさき自治推進フォーラム2011」の中で13時～15時に区民会議交流会を開催する予定です。

名和田委員長 ご指摘の中で自治基本条例の認知度がこの数字が高いのか低いのかという提起がありました。行政としてはどうご覧になっていますか。60歳～70歳の認知度がかなり高いように思われますが、この点について何か分析されていますか。

自治政策部長 私どもとしては、自治基本条例の名前を知っていただくのが第1ではないかと思っています。内容等よく知っているというのが、0.4%になっていますが、名前まで知っているものを含めて15.2%となっています。まず、なんとか名前を知っていただいて、関心をもつていただくことが重要ではないかと思っています。いろいろな場面でパンフレットやDVDを作って、自治基本条例という名前を出して、PRを今後も続けていきたいと思っています。その上で関心を持っていた方が、それはいったいどういうものかと思っています。また一歩進んでいただければと考えております。

名和田委員長 ありがとうございます。比較にならないかもしれませんが、区民会議のような仕組みをいろんな自治体でやっておりますが、行政が作った新しい仕組みの認知度は15%ぐらいが標準ではないかと思っています。川崎市も自治基本条例を制定されて、こういう自治を推進する委員会などまじめに取り組まれているので、これからどれだけ認知度が上がるか、非常に期待される所だと思います。今後の趨勢を見守りたいと思います。他にご質問等ございますか。

大下委員 今のアンケートの16ページについてですが「市政に参加したくない理由」というのが記載されています。一番多いのが、「行政のどのような事に参加できるのか、仕組みがよくわからない」というのがありますが、これも第2次推進プランの概要資料の中に「情報共有の推進」という柱がありますから、そこできちんと位置付けて市民参加を進めるために情報共有していく必要があります。また、「役割や責任等押し付けられそうでわずらわしい」という回答がありますが、これは、認識が違うと思います。市民として当事者意識が無いと思います。一人の市民として、地域に関心を持って育っていくことにシニアの人達は、生きがいややりがいなど、そして地域に必要とされていることをやっているということによって評価を得ていくということに関連してくると思います。役割や責任を押し付けられるのではなくて、それをどう自分たちの課題として担っていかうとするのかという方向性で意識を持ってもらうためにどうするのかという議論もこれか

らしていくとよいのではないかと思います。川崎市で初めての民間区長を務め、一民間人として行政の仕事をさせていただいたという貴重な経験から申し上げますと、実際のところ、はじめから市政への参加に拒絶反応をもっている人もたくさんいました。「意見を言っても聞き入れてもらえない」という回答が14%ありますが、行政に対する理解が薄いのと「ニーズ (needs) とウォンツ (wants)」の違いといわれますが、社会的にみんなが必要としていることを言うのではなくて、自分のやりたいことや自分の思いをいきなり行政にぶつけても行政は、公平・公正な立場、効率性や税金を使うなど、いろいろな立場でやっているのだから合わない場合もあります。相互認識が違うことをきちんと言葉で返しながら行政と市民の良い関係をつくっていき、市民の方にもそういうことなのかと知ってもらう、市民と行政のコミュニケーションをとっていくことが大事だと思います。

池田委員 ここで行政というのは、市役所とか区役所のことを質問していると思うのですが、答えた側は、ひょっとすると町内会のイメージがあるかもしれませんね。私が、もしこういうアンケートをもらったなら町内会と置き換えると参加したくない理由にあてはまります。

名和田委員長 私もそう感じました。「役割や責任等をおしつけられそうでわずらわしいから」というのはいかにも町内会のアンケート調査で出てきそうな話ですよ。そこはアンケート調査で統計処理をしていますからわからないわけです。

大下委員 こういうデータは貴重ですよ。そういうふうに思っている人たちがいて、その人たちの意識を変えて、協働していくためにはどうすればいいのか、次のステップに生かしますから。

名和田委員長 ほかにご意見ございますか。集まった票数からしても、いろいろな分析ができると思います。その意味では貴重なデータだと思います。

谷本副委員長 自治基本条例の認知度が60~70歳代の方たちが理解しているのも非常によいことだと思いますが、40・30・20歳代が知らないという回答が多いのが気になっております。地域活動の担い手として、仕事が忙しいということはあると思いますが、なんらかの関心を持ってもらうきっかけづくりは、非常に重要だと思っています。川崎の場合、中原区のあたりを見てみると流入人口（転入されてくる方達）と認知度が低い年代が重なっていますよね。転入されてくる方たちに自治基本条例などの周知をされるとか、住民票を移動された際に情報提供するなどの工夫をされていますか。

自治政策部長 まだ、転入の時点で自治基本条例に関するものをお渡ししているところには至っていません。

名和田委員長 転入の際に自治会に入りましょうということをやってほしいという要望はたくさんありそうに感じますが。

自治政策部担当課長 昨年、自治基本条例のパンフレットを改訂しまして、市内の町内会・自治会へ全戸回覧いたしました。また、広報用のDVDも制作し、区役所や川崎駅の大型ビジョン等でも放映いたしました。

谷本副委員長 認知度の低い若年層の年代は、ペーパーの世代ではないので、電子化されたデータの方がとっつきやすいと思います。最近バーコードを携帯で撮るとすぐアクセスできるQRコードというものがあります。ペーパーに掲載するようなたくさんの情報でなくても、「これにアクセスすれば市政の情報がとれるよ」というような新しいやり方も面白いのかもしれないですね。市の方は、情報提供というとペーパーを配るという発想にいつてしまいがちですが、ターゲットを切り分けて（情報の受け手を考慮して）アクセスする方法も検討されたら面白いと思います。

名和田委員長 アンケート結果をみると話はつきませんが、いずれ、いろいろとこういう切り口で分析してみたらという話があれば、もう1度分析してもよいのではないのでしょうか。この他にご質

問はございませんか。無いようでしたら、次の説明をお願いいたします。

8 第3期川崎市自治推進委員会の調査審議について

《事務局（自治政策部担当課長）から「資料7 第3期川崎市自治推進委員会の調査審議について」を説明》

名和田委員長 ありがとうございます。具体的にこれからのスケジュールが説明されました。正直、結構なボリュームで深く掘り下げられるか不安もありますが、市民委員の方がいらっしゃるので、経験と知恵を拝借してなんとかまとめていけるのではとっております。皆さんは、特に地域でさまざまな活動をされていますので、そのご経験を踏まえた観点から調査審議の各項目についてご意見をいただきたいと思います。今説明のあった「今後の調査審議の内容」について、すべての委員の方からご意見をいただきたいと思いますが、気の付いたところで自由にご発言をいただきたいと思います。

池田委員 2回目のところで「市民提案型事業」となっていますが、一時、宮前方式とか高津方式という言葉を目にしたことがあります。宮前区では、協働事業を提案してもらって、まちづくり協議会の人が審査するとか、そのようなことがあるのですか。

大下委員 市民が自主的にまちの課題を見つけて、自分たちでこのような取組をしたいと提案して、まちづくり協議会の資金支援運営委員会が審査をして実施しています。

池田委員 私は、川崎区に住んでおり協働の提案ができるのかできないのか、正直分からないのです。インターネットで調べるといつのまにか私達のまちづくりが、協働事業に位置付けられていたことに気がつきました。区役所の前にお花を飾るのが協働事業であったり、正直、何が協働事業か分からないところもあります。

谷本副委員長 協働事業の先進事例みたいな形で紹介されてしまうということですか。

池田委員 今言った協働事業にそんなにいろいろあるということも、今知ったという状況で自分がやっていることが協働事業にあたるのか、あたらないのか分からなくなりました。

名和田委員長 まず、初めのほうにおっしゃったことで、区ごとに違いがあるとお感じになっているという点も留意し、調査審議するというところでよいでしょうか。

自治政策部担当課長 本日の資料5-2の50ページをご覧くださいと、各区で行っている市民提案型事業の一覧がございます。川崎区から麻生区までの市の取組が記載されています。提案型事業につきましては、平成18年に4つの区で実施しておりまして、最終的には、昨年度川崎区が実施しまして、現在すべての区で実施しております。区によって多少の違いはあるものの、基本的には区で大きなテーマを決めてそれに対して実施する団体等の募集をかけ、公開プレゼンテーション等の審査を行って委託し、行政と協働でやっていきます。

池田委員 こういったものはじめて見ました。

名和田委員長 また、各区で行われている協働事業も分からなくなったとおっしゃいましたが、調査審議の過程で説明を受けながら考えていく形でよろしいでしょうか。

大下委員 私が申し上げることでございますが、市民と行政という立場の違う人たちが同じ目標に向かってそれぞれ得意なことをやりながら共通の目標のために協力して働くという事ですから、特に難しく考える必要はないと思います。わたしはそういう簡単な認識をしております。それを協働の形と言っているのではないのでしょうか。

名和田委員長 先ほど、謙遜を込めて、自分が理解すれば川崎市民の90%が理解できるはずだとおっしゃったことは、とても強みだと思いますので、川崎市民90%の代表として毎回説明を聞いて「それでは分からない」とおっしゃれば、そんな説明をしていたのでは市民には分からないというメ

ッセージとなりますので、そういう立場で調査審議に加わっていただければ、私もこういうふう
に噛み砕かないと分らないんだとか、こういう点を説明しないと分らないということが明確にな
るので、一貫してそういう立場に加わっていただければと思います。

守田委員 池田委員がおっしゃったことと似ている話を他の方からうかがったことがあります。それ
まで自立して市民活動としてやってきたことが、協働型事業のルールができたことで、どうい
うわけだかパートナーになってしまっていた。これまで自立してやってきた団体は、パートナー同
士になっても、きちんとやっていけると思います。しかし、協働型の事業になるとお金がもらえ
るという事で、最初から頼ってしまう団体も出てきたりするという問題も含んでいるので、これ
は、一種の問題提起になると思います。

名和田委員長 各回の調査審議での説明者は、基本的には行政の方ということによろしいでしょうか。

自治政策部担当課長 はい、その予定です。

名和田委員長 市民から見たら、こう見えているということを提示していただくと議論はかなり豊富
になると思います。私も自分で市民活動をやっている、協働の名のもとに手柄を行政にとられた
ような気持ちがある場面もあります。必ずしもどちらが正しいという意味ではありませんが、行
政の立場からはこう見えて、市民の立場からはこう見えるというのをぶつけ合うのは、大変よい
ことだと思います。ぜひそういう気構えで議論をしていったらよろしいのではないかと思います。
他に調査審議の仕方や項目についてご意見はございませんでしょうか。

大下委員 我々の任期のスケジュールを説明していただきましたが、区役所のあり方、「参加・協働の
拠点としての区役所」ということで、私は個人的に市民自治の課題として毎回大変興味がある課
題が続いているので、自分自身かなり鍛えられ勉強になると思っています。今年の流行語に「無
縁社会」という言葉が話題になっていますが、コミュニティの崩壊というか、人とのつながりが
薄れてきて人間関係が希薄になってきています。希薄は以前から言われていますが、特に最近
は高齢者もどんどん増えて、40年前に出来た一大区画の住宅街が、全員そろって70歳以上にな
ってしまったとか、子どもたちが孤立していったりという状況がある中で、区が区民会議をもって、
コミュニティづくりをやっているということは、大事なことだと思います。「参加・協働の拠点」
と同時に「コミュニティづくりの拠点」として区役所がどう機能していくのか、それと同時に市
民が協働によって、人のつながりのある一社会関係資本（ソーシャルキャピタル）という言葉も
ありますが一地域社会をどのようにつくっていくかという課題に、筋というか柱を一本入れ協働
でつくっていく。自助、共助、公助と、市長は以前からおっしゃっていますが、そういうことに
市民一人ひとりが、どうやって自分の意識を持っていくかというプロセスをどのようにすればい
いかを課題にしながらそれぞれの回のテーマを議論していくのは大事なことだと思います。そ
ういう柱のようなものを一本入れて考えないと「参加・協働の拠点」ということは、一般的にみ
ると一市民としてつかまえていく（理解しにくい）ところがあると思います。無縁社会ではない
縁のある地域社会でお互いの役割を果たしながら全体として、活気のある、生きがいのある、コ
ミュニティをつくっていく、その一つのやり方として協働というものがあって、参加と協働があ
るといところがきちんと見えてくると毎回の議論がより深まっていくと思います。

池田委員 たまたま無縁社会とおっしゃったので、NHKで『無縁社会』というのがありましたよね、
実は私はその時の制作会議に呼ばれて、「無縁社会についてどう考えますか、地域コミュニ
ティどう考えますか」ということで、関東地方の人が30人ほど集まりました。制作会議なので、実
際には放映されるわけではないのですが、その時に「コミュニティ」のことが話題になりました。
私は、川崎区ではこんな取組をしていますというような発言をさせてもらったのですが、大事な
ことだなと思います。実際の放映の時は「すずの会」が出ていました。

大下委員 私も見ました。「ご近所クラブ」は全国区になりましたね。近隣の地区の人のつながりをつくっている「すずの会」の活動は見事です。

名和田委員長 「参加・協働の拠点としての区役所」という切り口ですが、区よりさらに小さい地域のコミュニティづくりにもスポットをあてた検討がなされるべきであると考えてよろしいのではないかと思います。

谷本副委員長 先日、ある研究フォーラムで神戸の自治会長さんが、職員の方がたくさんいる中で報告されていましたが、その中で要望されていたことが印象に残っているので、今回の自治推進委員会でもぜひ意識していきたいと思っています。「行政側は、協働だ、協働だといって自分たちの方に歩みよっては来るのだけれど、地域の自治は自分たちでやるので余計なことはしないでくれ、ただし、必要な情報をとりに行った時に自分の担当の仕事だけではなく、それ以外の役所の仕事についてもきちんと情報を持ってほしい。それが聞きかじりでもいいからつないでいくということをやしてほしい。」とおっしゃったことが印象に残っています。区役所の機能は、政策分野ごとにお話をうかがうことになるとと思いますが、もしコミュニティの拠点だとか、参加・協働の拠点という話をするのであれば、区役所というところで働いている人たちが、それぞれ自分の仕事だけではないところにも関心を持っていただけるような仕組みや仕掛けづくりもぜひ検討していきたいと思っています。

名和田委員長 区役所には、総合調整を担っている部署がありますよね。そこの方にご説明に来ていただけるようにご配慮いただけるとよいと思います。事務局の方、そのあたりについてはどうですか。

自治政策部長 区には企画課という部門が出来ていて、区のさまざまな部署と連携して調整を図っていますので対応は可能です。

名和田委員長 区役所機能の強化というのは、学者として駆け出しの時に全国の政令指定都市を調べたことがありました。その時から川崎市は、組織機構上は、かなり充実していた記憶があります。谷本先生がおっしゃったように縦割り組織なのは不可避免なので、横串を通すような機能がどうなっているか、市民の立場からは非常に大事な気になる論点だと思いますのでよろしくお願ひします。

守田委員 第3期のテーマはよくわかったのですが、「第2次推進プラン」を読ませていただいて、たとえば「情報共有の推進」というのがあって、取組として「情報コンシェルジュ機能の充実」とあり、その通りだと思いますが、地域で活動していると、圧倒的な情報をもっている行政が提供してくださるのは勿論ですが、そうではなくて、地域の情報が上に上がっていかないもどかしさがあります。上から流れる情報ではなくて、地域で生まれている生きた情報をボトムアップさせる、市レベルで把握していただけるような仕組みづくりをやっていただけると、もう少し双方向性がでてくるのではないのでしょうか。

名和田委員長 今のご意見を私なりに咀嚼してみると、もしそういう仕組みが無いのであれば、調査審議の最終局面で足りない点として我々なりに書いていくということと、また、もしあるのだとすれば、たとえば、川崎市では地区担当制みたいなことをやっていますでしょうか。区役所の職員をある地区の担当みたいな形にしていますか。わりと多くの自治体でやってこられているみたいですが。

自治政策部長 ある意味、地域の情報を集めるというところの一つは、区民会議がその役割を担っているところが大きいと思います。区民会議の中で、各部会等で議論したことが出てくるのですが、その部会の中では、さまざまな地域の課題について委員さんから上げていただいて、その中でたいたいたものが会議に出てくるシステムをほとんどの区民会議でとっています。そういった面では

区民会議の役割は非常に重要です。

名和田委員長 その区民会議を議論する回はあるのですか。

自治政策部長 第6回で「区民会議」の事例検討があります。

名和田委員長 その時に守田委員がおっしゃった、今の点を留意して、説明をいただき議論することにしませう。他の回でもそういった観点が必要だと思いました。

そろそろ時間になりますが、皆さまは大体おっしゃっていただけましたでしょうか。後でいろいろ気づくこともあるかと思っておりますので、どこかの時点で非常に重要なことであれば、軌道修正したり、盛り込んだり工夫していただけるのではないかと期待しております。最後に私も一委員として一言だけ言わせていただきたいと思います、それぞれに非常に興味のあるテーマで楽しみにしているのですが、第5回に「子ども子育て支援」というテーマが予定されています。どうしても乳幼児のところが目に行くことが多いのですが、できれば、青少年といえますか、特に中学生が非常に大きな困難を抱えて暮らしていて、地域からは警戒の目で見られているような、でも実際には非常に困難を抱えて一生懸命生きている方たちなので、青少年にも視点をあてていただけるとうれしいなと思っております。

不十分だったかもしれませんが、第1回目ということできざまなセレモニーもこなしつつ調査審議の視点についてもご意見をいただきましたので、次回以降は、本日ご欠席の高木委員を加えて自由闊達に議論していただきたいと思います。

これで、基本的な今日の審議は終わりですが、最後に市長から一言いただきたいと思います。

阿部市長 長時間にわたってご審議ありがとうございました。いろいろなお話が出ていましたが、協働については、一度きちんと整理したものをご説明しておいた方がいいと思います。実は協働型事業のルールというのは他の自治体でもいろいろ作っていますが、あまり整理されていなくて、川崎が一番整理されているのです。ですから、協働型事業として整理される過程の中で今まで独自にやってきたものが分類され、知らない間にモデルになっていたのだらうと思います。

どういうものが協働型の事業で、それにはどんなパターンがあって、どういうやり方をして、市民と行政の関係はどうしたらいいかというのは、ルール化、パターン化してあります。ですから一覧表をご覧になるとわかるようになっていて、自分がやってきたことはどこに入っているかわかると思います。突然、協働型事業になったと言われてびっくりされたのだと思いますが、実はその分類の仕方や取り上げ方について、今後は問題が起こらないように整理されたルールができております。また、提案型事業などでも新しく事業をするときにそのルールに乗っていくとわりあいスムーズに行くような仕組みになっておりますので、その途中の切り替え時期の問題があったのではないかと思います。だからこそ逆に川崎でつくったルールをもっと市民の間に浸透させて理解していただく必要があろうかと思っております。

それから自治基本条例で認知度が低いということについてですが、実はこういう事だから自治基本条例をつくったわけでございます。行政に対して、従来は税金をたくさん払って公務員をたくさん雇って、文句をいわれて、それに応える行政をやるというのが高度経済成長時代の常識だったわけです。今は、経済的にも右肩上がり望めない状態になって、とにかくまちづくりを自分たちでやっていかないと財政的にパンクする時代になってきているわけです。一方で、地域には元気な高齢者がたくさんいらっしゃいます。川崎市の場合には、東京で働いている方が多く住んでいらっしゃって、定年退職すると地域に帰ってくるという方がどんどん増えてきているわけです。そういう人たちがまちづくりに参加していかないとまちそのものが成り立たない時代が来ております。

ところが、このアンケート調査ではやっぱりまだ役所には文句を言って、役所が応えてやって

くれるものだと、自治基本条例で書いてあるような「参加」のところに入ると押し付けられる、押し付けられるというのは税金を取られているという発想と全く同じなのです。そういう社会を切り替えていかないとこれから自治体が成り立たないので、自治基本条例をつくって、行政は行政としてやるところはやります、市民としてやらなければいけないこと、あるいはやりたいことを市民の皆さんにやっていただきましょうということを自治の基本理念として明らかにしたわけです。また、市民活動団体と行政がお互いに協力して、共通の目標に向かって公益的な事業を行うという協働型事業が増えてきました。川崎市の7つの行政区は一区の人口が21万人ぐらいあり、山梨県の甲府市、島根県の松江市といった大都市と同じぐらいの規模ですから、せめて区役所単位くらいで地域社会のあり方をみんなで考えて、本当の自治を実現する仕組みをつくっていかうということで区民会議などの制度をつくっているわけです。

先ほどから「情報」のあり方についてお話がありましたが、市民参加の基本は「情報共有」で、そういうところをきちんとやっていかなければいけないわけです。自治基本条例を市民の皆さんがどれだけ知っているかといったら、他にも条例はたくさんありますから、おそらくこの位の認知度ということは他の条例と比べても、かなり認知されているということではないでしょうか。

区民会議も市民アンケートを取ると、どういう人が参加していて、どうなっているのかが見えないという、同じような結果が出てきます。委員を選挙で選ぶ形をとると認知度も一気に向上するのですが、選挙ごとに毎回4億円位かかりますので、とてもそういうことはできないので、市長の諮問機関という形でそれぞれの団体とか市民公募で参加してもらい、市長が委嘱する形でお願いをしてくれているわけです。

ですから、まさに、このアンケートにあらわれているような状況をひっくりかえしていくことが自治基本条例の目的の1つであって、どちらが“たまご”か“にわとり”かわかりませんが、ぜひやっていかなければいけません。それをどういう形で推進するかということを検討していくのがこの自治推進委員会という事になるかと思えます。

それから「無縁社会」の話もこれは非常に大きな問題で、まさにコミュニティづくりでもありますし、問題解決のための仕組みでもあり、現に「すずの会」の取組などを区民会議で取り上げて、全市的に広げていくとか、そういうことをやっていくとかなり変わっていくのではないのでしょうか。

また、人口の入れ替えは毎年8%くらいです。差し引きで、入ってくる人の方が多いのでプラスです。同じ人が変わっている場合もあると思いますが4年で3割ぐらいが変わるという計算になるので、このさまざまな行政情報の提供を頻繁にやっていかないといけません。それでも関心がない人は情報に接しても記憶してくれませので、そこが非常に難しいところだろうと思っております。

いずれにしてもいろいろな課題があり、これまでのやり方では通用しない時代になってきております。こういう時代背景にてこ入れをして、とにかく社会そのものを変えていかないといけない状況なので、地域における活動の拠点を区役所にするという考え方で進めています。ですから、保育園なども区役所への移管を検討していますし、道路・公園関係も今年度から区役所に入れて区役所で地域の問題を全部解決できるワンストップ組織に切り替える作業をやっているわけです。そういったところに市民の皆さんの活動も一緒に入ってもらい、いろいろな活動をしてもらえればいいのです。役所としても予算をつけることによって市民の力を借りるという事も出てくるだろうと思えます。このあたりのところはまさに「協働型事業のルール」がありますので、それはぜひ紹介させていただいて、広めていただければと思います。私からは以上でございます。

名和田委員長 ありがとうございます。次回以降は市長からも間でご意見をいただきたいと思いま

す。第1期、第2期でも最後に一言だけではなく、途中でご意見をいただいていたとお聞きしましたので、一方で緊張いたしますが、他方では楽しみでもございます。よろしくお願いいたします。

9 その他

《事務局から次の事項について確認を行った。》

① 委員会会議録の作成について

→第1期、第2期同様、会議録は全録形式で作成すること

→発言者の氏名についても表示すること

→会議録は各委員に内容確認させていただいた後、ホームページにて公開すること

② ニュースレターの発行について

→会議の様子をニュースレターで発行すること

→必要に応じて写真を掲載させていただくこと

→ニュースレターは情報プラザ、区役所、市民館等の各公共施設で配布する予定であること

③ 次回以降の開催日程について

第2回：平成23年1月24日（月）午後6時30分～8時30分 於：高津区役所5階第1会議室

第3回：平成23年3月下旬 予定

□ 閉会

委員長 本日予定していた議題はすべて終了いたしました。次の日程は1月24日午後6時30分から高津区役所ということでございます。ではこれで閉会ということにしたいと思います。お疲れさまでした。

以上